

# 生活保護法改正要綱案

—権利性が明確な「生活保障法」に—

日本弁護士連合会（日弁連）は、憲法第25条に基づく生存権保障の観点から生活保護法を抜本的に改正する必要があると考え、2006年（平成18年）以来、検討作業を続けてまいりましたが、このたび、その成果として「生活保護法改正要綱案」を作成しました。

その全文及び参考条文は日弁連のホームページ (<http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/081118-4.html>) でご覧いただくことができますが、改正案の主なポイントをご説明するための資料として、このリーフレットを作成しました。ぜひともご一読のうえ、忌憚のないご意見をお聞かせください。

（2009年6月 初版発行）

（2011年2月 第2版発行）

# ◆ 改正案の4本柱 ◆

## 第1 水際作戦を不可能にする

- 実施機関は申請権を侵害してはならないことを明記する
- 国と実施機関の周知・広報義務、説明・教示義務を明記する
- 簡単に書ける申請書の窓口備置きを実施機関に義務づける

趣旨：厚生労働省の通知では改善されない違法な窓口規制を根絶する。

## 第2 権利性を明確にする

- 法律の名称を「生活保障法」に変える
- 「保護」の用語をやめ「保障」や「給付」に置き換える

趣旨：生活保護への誤解やスティグマをなくし利用しやすくする。

## 第3 保護基準決定の民主的コントロール

- 保護の基準は厚生労働大臣ではなく国会が定める
- 老齢加算、母子加算を復活させる（※母子加算復活は実現しました）

趣旨：保護基準は憲法第25条・生存権保障の具体化であり重要。

老齢加算、母子加算は民主的コントロールなく廃止された。

## 第4 ワーキングプアに対する積極的支援

- 収入が最低生活費の130%未満であれば、資産を問わず、  
住宅・医療・生業に限り支援を行う

趣旨：「利用しやすく自立しやすい生活保護」の理念の具体化

## ◆ その他の改正ポイント ◆

- 生活保護制度実施のための費用は100%国が負担し地方に負担させない
- 国が負担する費用を保護費・事務費に限らず、人件費も負担することとする

趣旨：生活保護は法定受託事務であり本来は国の事務であるから地方への委託に係る費用は全額国が負担するべきである。地方に負担させる趣旨は「濫給防止」名目での受給抑制にあるが、財政難にあえぐ地方自治体において「水際作戦」がまん延し、捕捉率が20%程度にとどまる現状に照らせば、受給抑制政策は転換する必要がある。

- ケースワーカーの必要人数を法定数とし、都市部は60人に1人、郡部は40人に1人以上とする。査察指導員はケースワーカー5人に1人以上とする。

趣旨：全国的に水際作戦がまん延している背景事情として、実施機関におけるケースワーカー不足が重要である。これを改善することなしには違法な窓口規制を根絶することは困難である。

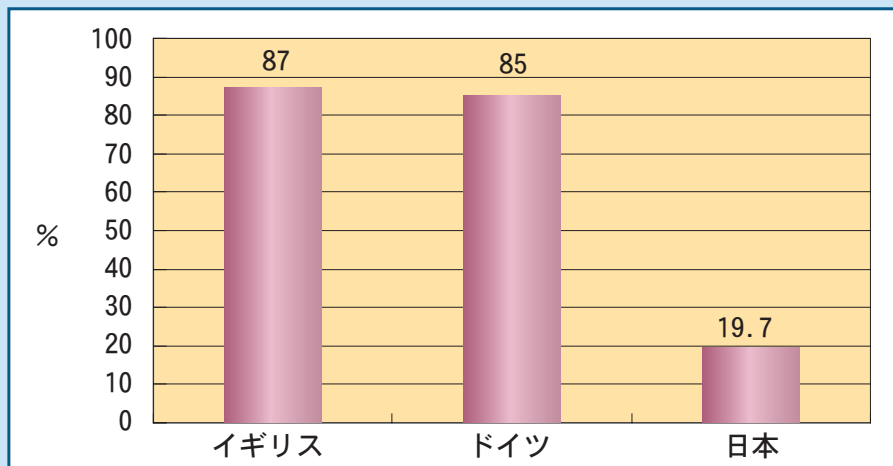
# 生活保護の捕捉率

(参考：阿部彩ほか「生活保護の経済分析」248頁 表8-2、東京大学出版会)

| 研究                   | 貧困世帯の定義                 | 推計値                       | 資料       |
|----------------------|-------------------------|---------------------------|----------|
| 和田有美子・木村光彦<br>(1998) | 生活保護世帯の平均消費額・最低生活費以下の世帯 | 10.0~9.0%<br>(1988~1993)  | 国民基礎生活調査 |
| 小川光 (2000)           | 生活保護基準未満の世帯             | 9.9%<br>(1995)            | 国民基礎生活調査 |
| 駒村康平 (2003)          | 生活・住宅・教育扶助と各加算の合計額以下の世帯 | 18.5%<br>(1999)           | 全国消費実態調査 |
| 橘木俊昭・浦川邦夫<br>(2006)  | 生活保護基準未満の世帯             | 19.7~16.3%<br>(1995~2001) | 所得再分配調査  |

## 諸外国との比較

ドイツで稼働年齢層に対応する「失業手当Ⅱ」の捕捉率は85~90%、イギリスの「所得補助」の捕捉率は87%とされています。日本については、上記各研究のうち最も高い数値(19.7%)を採用し、比較しました。



## 生活保護基準未満の低所得世帯数の推移

(平成22年4月9日 厚生労働省社会・援護局保護課)

|  | 低所得世帯 |       | 低所得世帯数に対する被保護世帯数の割合 |       |
|--|-------|-------|---------------------|-------|
|  | 所得のみ  | 資産を考慮 | 所得のみ                | 資産を考慮 |
| H16全国消費実態調査 最低生活費1<br>(生活扶助+教育扶助)      | 4.9   | 0.3   | 29.6                | 87.4  |
| H16全国消費実態調査 最低生活費2<br>(生活扶助+教育扶助+住宅扶助) | 6.7   | 0.7   | 23.8                | 75.8  |
| H19国民生活基礎調査<br>(生活扶助+教育扶助+高等学校等就学費)    | 12.4  | 4.8   | 15.3                | 32.1  |

(お問い合わせ先)

日本弁護士連合会 〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3

TEL: 03-3580-9841 (代表)